

DPC コーディング適正化委員会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院（以下「病院」という。）において適正な DPC コーディングを行うため、病院に DPC コーディング適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は DPC コーディングの適正化を図るため、次に掲げる事項について調査、具体的な方策の実施を行う。

- (1) 最も医療資源を投じた傷病名の検討に関する事項
- (2) 適切な定義副傷病名の付与に関する事項
- (3) DPC コーディングに関連する医療機関別係数に関する事項
- (4) 本委員会の主旨に沿ったその他の事項

(組織)

第3条 委員は病院長が指名する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長、副委員長は委員の中から病院長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員長が議長となる。
- 3 会議は、原則として3ヶ月に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 4 委員長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めて意見・説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(承認・報告)

第5条 委員会での協議決定事項は、運営企画会議での承認をもって運用に移行することができる。ただし、緊急性を有する事案または軽微な事案については、院長の承認をもって運用に移行することができる。なお、この場合、院長は直近の運営企画会議においてその旨を報告しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、医事課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。